

## 第1 監査の対象

産業部(経済振興課、企業活動支援課、農政課)

## 第2 監査の期間

令和元年12月11日から令和2年3月18日まで

## 第3 監査の方法

令和元年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準(平成27年8月27日全国都市監査委員会制定)に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

### 1 重点項目

#### (1) 契約に関する事務

- ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。
- イ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。
- ウ 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

#### (2) 財産管理に関する事務

- ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
- イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

### 2 主な着眼点

#### (1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- ウ 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。
- エ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

#### (2) 支出に関する事務

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
  - イ 補助金は交付目的に合致し、手続は根拠となる法令等に適合しているか。
- (3) 財産管理等に関する事務
- ア 庶務事務は、適正に行われているか。
- (4) 指定管理に関する事務
- ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
  - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

#### 第4 監査の結果

産業部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、各指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

##### 1 注意事項

###### (1) 契約に関する事務

###### ア 工事の完了確認が適切でなかったもの

勝川駅南口立体駐車場機器カメラシステム更新工事に係る契約について、完了通知が提出されていなかった。 (経済振興課)

###### (2) 財産管理に関する事務

###### ア 公有財産台帳の整備が適切でなかったもの

公有財産台帳（勝川駅北立体駐車場用地、ふれあい農業公園）において、附属図面が添付されていなかった。 (経済振興課、農政課)

###### (3) 収入に関する事務

###### ア 行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの

使用期間が6か月以上の水道管理設等に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていた。

(経済振興課)

###### (4) 支出に関する事務

**ア 助成金の交付事務が適切でなかったもの**

商店街地域交流促進事業助成金の交付事務において、助成対象とした経費と春日井市商工業振興条例施行規則で掲げる経費に不整合があった。

(経済振興課)